

議案第 3 1 号

協議項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の  
取扱いに関すること」

協議項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」  
について、次のとおり定める。

平成 2 0 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会  
会長 高 木 政 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

富士見村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定を適用し、前橋市の農業委員会の選挙による委員の残任期間に限り、前橋市の農業委員会の選挙による委員として在任する。